

会計検査院「平成22年度決算検査報告」における  
不適切に支払われた介護給付費の概要

※金額については国費ベース

【適切とは認められない支払の事態】

会計検査院が行った実地検査の結果、平成15年度から22年度までの間における介護給付費の支払いについて、44,300件、1億3,847万円が適切ではないと認められた。

今後は、このような事態を招くことのないよう事業者等に対する必要な助言及び適切な援助を行い、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう取り組まれない。

具体的には、介護報酬の算定に当たり、

- ① 通所介護事業所において、前年度の一月あたりの平均利用者数が300人を超えていたにもかかわらず、小規模型通所介護費による介護給付費を請求していたもの。

また、前年度の一月あたりの平均利用者数が750人を超えていたにもかかわらず、通常規模型通所介護費による介護給付費を請求していたもの。

また、前年度の一月あたりの平均利用者数が900人を超えていたにもかかわらず、大規模型通所介護費（Ⅰ）による介護給付費を請求していたもの。

また、平成20年度までにおいては、前年度の一月あたりの平均利用者数が900人を超えていたにもかかわらず、100分の90を乗じずに介護給付費を請求していたもの。

15,239件 3,381万円

- ② 通所リハビリテーション事業所において、前年度の一月当たりの平均利用者数が900人を超えていたにもかかわらず、100分の90を乗じずに介護給付費を請求していたもの。

3,118件 493万円

- ③ 短期入所生活介護事業所において、運営規定に定める定員を超える利用があったにもかかわらず、100分の70を乗じずに介護給付費を請求していたもの。

また、医師の判断によらず事業所の都合で個室を利用した場合において、多床室の単位数により介護給付費を請求していたもの。

2,695件 843万円

- ④ 特定施設において、利用者の状態が重度化した場合の対応について、利用者又はその家族に対し、説明の上、同意を得ていないにもかかわらず、夜間看護体制加算を算定していたもの。

1,114件 89万円

- ⑤ 介護老人福祉施設において、医師の判断によらず事業所の都合で個室を利用した場合において、多床室の単位数により介護給付費を請求していたもの。

7,401件 1,188万円

- ⑥ 介護老人保健施設において、医師の判断によらず事業所の都合で個室を利用した場合において、多床室の単位数により介護給付費を請求していたもの。

187件 49万円

- ⑦ 介護療養型医療施設において、医師が所定の員数に満たないにもかかわらず、病院療養病床療養環境減算（Ⅱ）※の届出を行わず、減算せずに介護給付費を請求していたもの。

また、医師が所定の員数の100分の60に満たないにもかかわらず、100分の90を乗じずに介護給付費を請求していたもの。

また、医師の判断によらず事業所の都合で個室を利用した場合において、多床室の単位数により介護給付費を請求していたもの。

14,546件 7,801万円

※ 平成19年3月をもって廃止